

堺市産業振興センター人材派遣業務 審査基準及び配点

本資料は、堺市産業振興センター人材派遣業務の調達にあたって、提案書の内容、見積価格、その他条件を適正かつ公平に評価し、当センターにとって最も有利な受託者（以下、「優先交渉権者」という。）を特定するための基準である。

1. 基本的な考え方

(1) 提案内容の評価

- ① 提案依頼事項の項目について記載がない場合は失格とする。
- ② 「堺市産業振興センター人材派遣業務提案書作成要領」に従い作成された提案内容について、「提案書評価表」および後に示す計算式に基づき提案内容を評価し、「内容点」（130点満点）を与える。

(2) 見積価格の評価

後に示す計算式に基づき評価を行い、「価格点」（20点満点）を与える。

(3) 総合評価の方法および優先交渉権者の決定方法

(1)および(2)で評価した「内容点」および「価格点」の合計点数「総合点」（150点満点）を算出し、最も高い者を業務の優先交渉権者とする。

「内容点」は評価者全員の平均とする。

(点)

内 容 点	1. 本業務実施のための適切な人材の選別・確保	12	130
	2. 派遣実施中の対応	8	
	3. コンプライアンス・個人情報保護・守秘義務に対する対応	5	
	4. 他の自治体等における実績	3	
	5. 「堺市産業振興センター人材派遣業務」について提案できる特徴等	2	
	6. 派遣予定者の総務関係技能	50	
	7. 派遣予定者の経理関係技能	50	
	価格点	20	

(4) 有効数字

「内容点」および「価格点」の算出にあたっては、小数点以下 1 桁目で四捨五入とした正数とする。

(5) 総合点の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

①それぞれの「内容点」、「価格点」が異なる場合

「内容点」が高い者を優先交渉権者とする。

②それぞれの「内容点」が同じ場合

「1. 適切な人材の確保」が高い者を優先交渉権者とする。

③それぞれの「1. 適切な人材の確保」が同じ場合

「2. 派遣実施中の対応」の得点が高い者を優先交渉権者とする。

④それぞれの「2. 派遣実施中の対応」の得点が同じ場合

くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

2. 見積価格の評価

「価格点」の満点を 20 点として、見積価格に基づく価格点は次のように算出する。

$$\text{価格点} = 20 \times (\text{最低見積価格} / \text{見積価格})$$

ただし、見積金額が予定価格を超える場合は失格とする。

以 上